

阪南市都市計画審議会の市民委員を募集します

阪南市のまちづくりを計画的に行うための土地の使い方や建物の建て方のルール、道路、公園、生産緑地など、都市計画に関する事項について審議していただく「阪南市都市計画審議会」の市民委員を募集します。

この審議会は、学識経験者、市議会議員、公共的団体の代表、公募による市民で構成されます。

将来のまちづくりに向け、積極的に取り組む意欲と熱意のある方の応募をお待ちしています。

回 数：年3回程度（平日昼間）

応募資格：阪南市在住で、令和8年4月1日時点で満18歳以上であること。

本審議会任期の初日に、本審議会委員以外に本市の2以上の附属機関などの委員、本市の職員、または市議会議員でないこと。

過去に本市都市計画審議会委員になっていないこと。

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日

報酬：日額6,500円

募集人数：2名（募集および選考の結果、2名の委員を選任しない場合があります。）

選考方法：レポート提出による選考

テーマ：「阪南市都市計画審議会に参加しようと思った動機と阪南市の魅力をまちづくりにどう活かすか」

選考方法：「熱意、意欲」「社会的知識」「地域住民性」「論点整理」「公平性」の5項目を基準として、400点満点で採点します。なお、「阪南市都市計画審議会に参加しようと思った動機」は「熱意、意欲」について、「阪南市の魅力をまちづくりにどう活かすか」は「社会的知識」「地域住民性」について、また、レポート全体を通して「論点整理」「公平性」について、選考委員会にて審査のうえ、選考します。

なお400点満点中、基準点の200点を下回った場合は、不合格とします。

応募方法：応募用紙とレポート（別紙様式に800字以内）を、令和8年1月23日（金）（消印有効）までに郵送、Eメール、FAX、または直接持参のいずれかの方法で提出してください。

その他：選考結果は、応募者全員に3月下旬までに文書で通知します。

選考結果は、公表しません。

提出された応募用紙・レポートは、返却しません。

応募用紙とレポート様式は、本市ウェブサイトに掲載していますので、ご利用ください。

提出先および問合せ先

〒599-0292 阪南市尾崎町35-1

阪南市都市整備部都市整備課

電話：072-489-4535

FAX：072-471-5781

e-mail：tosei@city.hannan.lg.jp